

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成20年12月1日、資格喪失日が22年11月1日とされ、当該期間のうち、20年12月1日から21年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を20年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月1日から21年4月1日まで
平成20年12月1日からA社に勤務したが、同日から21年4月1日までの期間の厚生年金保険被保険者期間については、年金給付に反映されないものとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年12月1日、資格喪失日が22年11月1日とされ、当該期間のうち、20年12月1日から21年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の記録及びA社から提出された賃金台帳によると、申立人は、同社に平成20年12月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1217（事案 308、973 及び 1120 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月から同年 9 月 1 日まで

昭和 27 年 1 月に A 社を退職後、すぐに B 社に入社し、同社在籍中に C 社の試験を受けたが、同年 7 月の C 社入社予定直前に入院していたこともあり、同年 9 月から試用員として C 社に入社した。D 医療機関（現在は、E 医療機関）で受診（入院及び訪問診療）していた時は、B 社の健康保険証により治療を受けていたので、厚生年金保険にも加入していたはずであり、年金記録確認第三者委員会に 3 度にわたり申し立てたが、いずれも記録訂正が認められなかった。

そこで、E 医療機関に電話で私の受診状況を問い合わせたが、個人情報保護を理由に教えてもらえなかった。同病院には、私の記録が残っていると思うので、再度、記録を確認して、私の年金記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間（昭和 27 年 1 月から同年 11 月 1 日まで）に係る申立てについては、B 社では、当時、社員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえること、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録が無く、整理番号に欠番は無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間（昭和 27 年 1 月から同年 11 月 1 日まで）に係る再申立てについては、申立人から、B 社在籍中、入院した際に同社に係る健康保険の給付を受けたとの主張がなされたが、申立人が同社在籍中に入院していたとする E 医療機関には、申立人が入院していたことを示す資料は保管されていないこと、また、同社に係る健康保険被保険者証を使用したことを確認することが

できず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、平成 22 年 5 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間（昭和 27 年 1 月から同年 9 月 1 日までの期間に変更）に係る再々申立てについて、申立人は、当時入院していた D 医療機関を退院後、同病院の看護婦から自宅で栄養剤の静脈注射を数か月間続けて注射してもらったこと、及び看護婦の名字を思い出したとして、再度審議してほしい旨を申し立てているが、D 医療機関において、当該名字で申立人が退職したとする昭和 27 年 8 月 31 日以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、所在が判明した者一人に照会したところ、申立人のことは記憶していない上、申立期間当時、訪問診療において患者に注射した経験は無いと供述していることから、当該看護婦は、申立人が記憶する看護婦でないことが確認できること、また、このほか、名字だけでは申立人が記憶する看護婦を特定することができず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、平成 23 年 5 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、E 医療機関に電話で自らの受診状況を問い合わせたが、教えてもらえなかったとして、年金記録確認第三者委員会が同病院の記録を確認し、再度、審議してほしい旨主張している。

しかしながら、当該病院の記録については、前述のとおり再申立ての際に記録が無いことを既に確認している上、口頭意見陳述においても新たな情報や資料が提供されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。